

尾道市景観形成の手引

-心に残る尾道の景観づくり-



令和8年4月

尾道市

尾道市景観形成の手引

-目次-

1	手引の概要	
	(1) 手引作成の目的	1
	(2) 手引の内容と利用方法	1
2	景観計画	
	(1) 景観計画区域	2
	(2) 地域別の景観形成の方針	2
3	景観形成の基準の説明	
	1 景観計画区域	11
	(1) 届出が必要となる行為	11
	(2) 景観計画の基準の内容	13
	(3) 各基準の説明	16
	①建築物の形態意匠	19
	②工作物	25
	③開発行為	26
	④土石の採取	27
	⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	28
	2 都市計画景観地区	29
	(1) 景観地区の区域等	29
	(2) 景観形成の基本方針	30
	(3) 行為の制限に関する方針	30
	(4) 認定申請が必要となる行為	31
	(5) 景観地区の制限の基準（建築物・工作物の形態意匠）	32
	(6) 各基準の説明	34
	①建築物の形態意匠	34
	②工作物の形態意匠	48
	(7) 建築物・工作物の高さの最高限度	49
	3 屋外広告物	51
	4 色彩の表し方	53
	(1) マンセル表色系の概要	53
	(2) 素材とマンセル表色系との対応	54
4	届出・申請の手続き	
	(1) 景観計画区域内での行為	55
	(2) 景観地区内での行為	56
5	届出、申請の提出書類	
	(1) 景観地区の届出	60
	(2) 景観地区の認定申請	61
<様式>		
	(1) 景観計画の届出一式	62
	(2) 景観地区の認定申請一式	72